

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	クリーニング所の閉鎖命令等
概要	クリーニング業法では、クリーニング所（洗たく物を受取及び引渡のみ行うものは除く。）ごとに1人以上のクリーニング師をおかなければなりません。また、営業者が行うべき衛生措置等が定められており、さらに、洗濯物の受取及び引渡しの際には、利用者に苦情の申出先を明示しなければなりません。大阪市長はこれらの違反に対し、必要な措置をとるよう指示しますが、その指示に従わない場合は閉鎖等を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	クリーニング業法 (昭和25年5月27日法律 第207号)第11条
処分基準	<p>1 クリーニング所の営業者が第10条の2の規定による命令に従わないときは、期間を定めてその営業又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずる。</p> <p>第11条 都道府県知事は、営業者が前条の規定による命令に従わないときは、期間を定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	